

令和 6 年

上砂川町議会会議録

第2回臨時会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 令和6年第2回臨時会

(4月26日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第17号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	5
議案第18号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	6
議案第19号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）（原案可決）	8
閉会の宣告	9

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨
		4.26
1	石 田 浩 二	○
2	藏 根 高 史	○
3	笹 木 笑 子	○
4	小 澤 一 文	○
5	越 前 等	○
6	伊 藤 充 章	○
7	吉 川 洋	○
8	高 橋 成 和	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 臨
		4.26
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	×
監査事務局長	浅 利 基 行	○
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○
建設環境課長	内 野 博 之	○
建設環境課技師長	鈴 木 健 一	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○
会 計 管 理 者	佐 藤 利 哉	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○
医療保険担当課長	沼 明 仁	○
健康推進課長	林 孔 美	○
教 育 次 長	齊 藤 修 実	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 臨
		4.26
議会事務局長	浅 利 基 行	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○

令和 6 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 2 6 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 0 時 1 8 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

4 月 2 6 日 1 日間

第 3 議案第 1 7 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁  
償に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 4 議案第 1 8 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 1 9 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）

---

○会議録署名議員

1 番 石 田 浩 二                      2 番 藏 根 高 史

---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。会議に先立ちまして、4月の人事異動等により担当課長に変更がありましたので、ご紹介いたします。

初めに、沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） おはようございます。4月1日付の人事で医療保険担当課長を拝命いたしました沼でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 次に、齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） おはようございます。4月の人事異動で教育次長を拝命いたしました齊藤修実です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 続きまして、鈴木建設環境課技師長。

○建設環境課技師長（鈴木健一） 4月の人事異動で建設環境課技師長を拝命いたしました鈴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 続きまして、佐藤会計管理者。

○会計管理者（佐藤利哉） おはようございます。会計管理者の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で紹介を終わります。

ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、横林代表監査が体調不良のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、石田議員、2番、藏根議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日に決定いたしました。

---

◎議案第 17 号

○議長（高橋成和） 次、日程第 3、議案第 17 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書 1 ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第 17 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、安定した行政サービスの維持向上と人材確保の観点から、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示によりまして、議案第 17 号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、安定した行政サービスの向上と雇用の安定や人材確保を目的に会計年度任用職員の処遇改善を図るため関係条項を改正するものであり、具体的な内容につきましては月額により報酬を支給している会計年度任用職員同様の勤務日数、勤務時間にある日額報酬職員に対し期末手当の支給を可能とすることにより給与水準の引上げを行うものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料 1 の新旧対照表を御参照願います。

それでは、本文に参ります。議案書 2 ページになります。第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年上砂川町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「月額」の次に「（日額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第18号

○議長（高橋成和） 次、日程第4、議案第18号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書3ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第18号上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、ご指示によりまして、議案第18号について内容の説明をいたします。

改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴

い、これに準拠し規定する本町の税条例の関係条項を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、資料ナンバー 2 の改正の概要を御覧願います。まず、1 番目、個人住民税に関わる改正の 1 点目でございます。本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により住宅や家財等の資産に損失が生じたときは、被災者の負担軽減措置として現行法では令和 7 年度分の住民税から行う雑損控除を令和 6 年分の住民税において適用することができる特例措置が令和 6 年 2 月 21 日に公布、施行されております。この規定を本条例に加えるものでございます。

2 点目としまして、急激な物価上昇対策として実施する住民税の定額減税につきまして関係条項を規定しております。定額減税全体の内容につきましては、合計所得金額が 1,805 万円以下、給与収入のみの方でありますと 2,000 万円以下の方が対象となりまして、所得税は 1 人につき 3 万円、住民税は 1 人につき 1 万円を定額で控除するもので、扶養親族の数により減税額は個々に異なりますが、扶養人数が多く課税額が少ない方など定額での減税額が減税し切れないと見込まれる方につきましては差額を 1 万円単位で給付金として支給する調整給付を行うこととなっております。住民税の具体的な徴収方法につきましては、資料上段の表にまとめておりますとおり、最初の納期から減税を実施し、控除し切れない場合は順次その次の納期からも控除していくようになります。

2 番目の固定資産税につきましては、本年が評価替えの年に当たりますことから、現行の負担調整措置等を継続するものでございます。

資料の下段になります 3 の国民健康保険税につきましては、賦課限度額等の改正でございます。表にありますとおり、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げるものと、低所得者に関わる軽減判定所得基準額を 5 割軽減は 29 万円から 29 万 5,000 円に、2 割軽減は 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円に引き上げるものでございます。いずれも令和 6 年度分の保険税より適用されます。

そのほか、法律等の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー 3 の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第19号

○議長（高橋成和） 次、日程第5、議案第19号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第19号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,370万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月26日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第19号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、19款繰越金670万円の追加で、3,670万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が670万円の追加で、30億1,370万円となります。

2、歳出、2款総務費670万円の追加で、3億7,953万9,000円となります。

1項総務管理費670万円の追加で、2億7,329万9,000円となります。

歳出合計が670万円の追加で、30億1,370万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項6目企画費600万円の追加は、本年度第7期総合計画と第2期総合戦略が最終年を迎えることから、次期計画の策定

業務を円滑に進めるため委託料を計上するものであります。

8目交通安全対策費70万円の追加は、本年6月4日に交通事故死ゼロの日5,000日を達成する予定であり、達成当日の午後2時30分から町民センター大会議室において記念式典を開催し、午後3時30分から体育センターにおいて北海道警察音楽隊及びカラーガード隊による記念演奏会を行うため関連予算を追加するものであります。なお、記念演奏会は、一般の方も鑑賞することができます。7節報償費45万円の追加は記念式典用で、10節需用費10万円の追加は消耗品費の追加、11節役務費6万円の追加は記念式典用横幕作成手数料の追加、12節委託料9万円の追加は会場設営、撤去費用の追加であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、19款1項1目繰越金670万円の追加は、前年度繰越金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和6年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 石 田 浩 二

署 名 議 員 藏 根 高 史